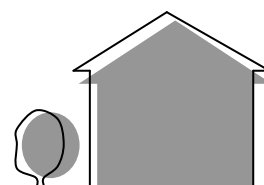
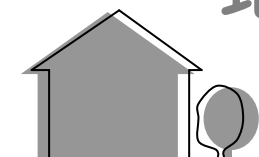


あなたの建物の耐震化を支援します！

家を耐震 

暮らしは安心 

地震に自信 



金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度等のご案内

- 昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法の改正が行われ、地震に対する耐震性能の見直しが行われました。これ以前の建物は、現在の基準と比べると、耐震性が劣り、震度 6 強で倒壊する可能性が非常に高いといわれています。
- 阪神・淡路大震災では、被害者の約 9 割の方が建物の倒壊によってなくなられています。

金沢市 建築指導課 建物安全対策室

TEL 076-220-2327 FAX 076-220-2134

金沢市広坂1丁目1番1号

ホームページ：

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29013/kentiku/taisin/taishinnmain.html>

リフォームにあわせて耐震改修工事をしませんか？ 木造住宅の補助制度が手厚くなりました。



○ 耐震改修のメリット

補助制度

耐震診断、耐震設計、耐震改修工事にかかる費用に対する補助制度があります。

〈最大〉

198万円

(耐震診断・設計・工事の補助総額)

※ 上記以外にも、条件により補助率が変更になる場合があります。

税の特別控除

固定資産税や所得税の特別控除^{※※}を受けることができます。

〈最大〉

25万円 + α万円

所得税 固定資産税

(問い合わせ先)

固定資産税→金沢市役所 資産税課
Tel 076-220-2151
所得税→金沢国税局 金沢税務署
Tel 076-261-3221

地震保険料率の割引

地震保険の保険料が割引^{※注}されることがあります。

〈耐震改修工事をした場合〉

10%割引

詳しい内容については、各損害保険会社の相談窓口または代理店にご相談ください。

※注 補強工事により上部構造評価 1.0 以上となる建物が対象となります。

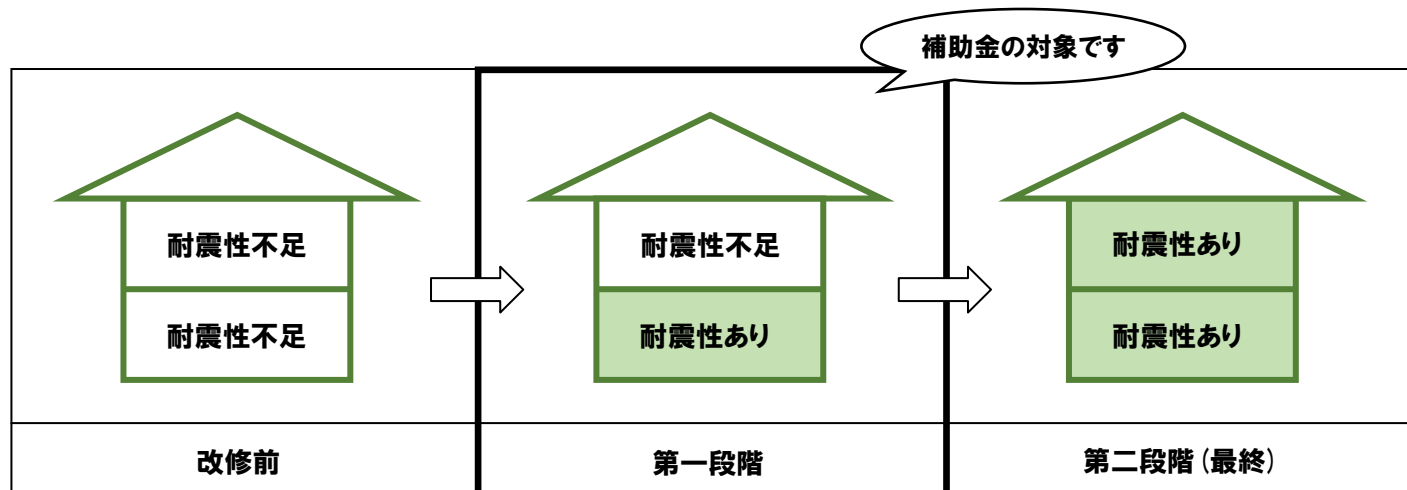
○ 補助条件（抜粋）

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、3 階建て以下の在来軸組木造住宅

	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
一戸建て住宅	補助率 3/4 限度額 15万円	補助率 2/3 限度額 23万円	補助率 2/3 限度額 160万円

※ 上記以外にも、条件により補助率及び限度額が変更になる場合があります。

○ 段階的に行う耐震改修工事も補助制度の利用ができるようになりました。



※ 詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

～ 金沢市木造住宅耐震アドバイザー派遣制度 ～

木造住宅の耐震化に関するアドバイスを無料で受けることができます。



- **派遣対象** ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手した在来軸組木造住宅
- **申し込み** ・ 電話、郵送、E-mail、ファックスにて申し込みができます。
- **アドバイス内容** ・ 住まいの問診や劣化度チェックなどを、耐震改修に精通した建築士が行います。（※相談内容は耐震化に関するものに限定されます。）

～ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度 非木造建築物編～

○ 補助条件（抜 粋）

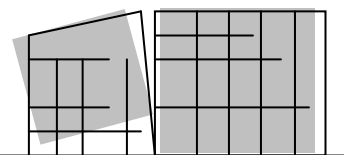
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物



	耐 震 診 断	耐 震 設 計	耐 震 改 修 工 事
一戸建て住宅	補助率 2/3 限度額 20万円	補助率 2/3 限度額 10万円	補助率 2/3 限度額 170万円

～ 金沢市危険ブロック塀除却費補助制度 ～

危険ブロック塀除却のための費用の一部を補助します。



○ 補助対象

- ① 通学路等に面する部分に設置されたブロック塀
 - ② 学童その他の通行人の安全を確保するために除却する必要があるブロック塀
- ※ブロック塀とは、コンクリートブロック造、石造、その他の組積造の塀及び門柱

○ 補助金額

$$\text{補助金額} = 3,500\text{円} \times \text{ブロック塀の面積}(\text{m}^2)$$

（注意）補助金額は100,000円を上限とします。

ブロック塀の面積は平方メートル未満を切り捨てとします。